浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月 15 日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市条例第 22 号

浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市認可地縁団体印鑑条例（平成17年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附　則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。